

2018年11月吉日

お客様各位

中央労働金庫

70歳以上のお客様に対するATMでの「お振込み」一部制限について

日頃より当金庫に対し、格別のお引き立てをいただき厚くお礼申し上げます。

さて、当金庫ではこれまで、全国的に多発している「還付金詐欺」や「振り込め詐欺」の対策として、窓口での現金払い戻しの際の声かけやATMでの注意喚起画面の表示等を実施してきました。しかしながら、これらの特殊詐欺被害が増加傾向にあることが報道されており、当金庫においても、2018年11月26日（月）より、70歳以上のお客様を対象に、当金庫キャッシュカードによるATMでのお振込みを一部制限させていただくことといたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 対象となるお客様

70歳以上で、過去3年間^{※1}ATMでの当金庫キャッシュカードによるお振込み等^{※2}のご利用がない個人・個人事業主のお客様

※1 「過去3年間」は、当金庫所定の方法で算出させていただきます。

※2 「お振込み等」は、当金庫所定の取引とさせていただきます。

2. 制限の内容

対象となるお客様の当金庫キャッシュカードによるATMでのお振込限度額（他金融機関ATMを含む）を、1日あたり20万円とさせていただきます。

※ キャッシュカードによる「お預入れ」や「お引出し」は、これまでどおりご利用いただけます。

このたびの利用制限は、キャッシュカードによるお振込みに不慣れなお客様をATMに誘導し、大切なご預金を振り込ませる詐欺の被害拡大を防止し、大切なお客様のご預金をお守りするための取組みです。対象となるお客様にはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解・ご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上